

ライフル銃の所持許可に関する事務処理手続について

発出年月日：昭和48.12.7

文書番号：沖例規防19

公表範囲：全文

改正 前略…平成19.12沖例規務8

従来所持許可が禁止されていたライフル銃は、本土復帰に伴う銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第33号。以下「法」という。）の適用により、特定の要件（法第5条の2第3項）を具備する者は所持できることとなった。そのため今後はライフル銃の所持許可申請が予想されるが、ライフル銃の危険性にかんがみ、その所持許可等に関する事務（所持許可及び確認、許可証の交付、許可証の書き換え及び再交付）については、許可の厳正を期するため、警察本部長（以下「本部長」という。）の専決事項とし、次の要領により取扱うこととしたから誤りのないようにされたい。

記

1 所持許可申請の際、とくに添付すべき書類

ライフル銃の所持許可を受けようとする者については、銃砲所持許可申請書及び関係書類に加えて、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第4条第4項第6号に基づき、次の申請理由書その他の証明書等を添付せしめること。

(1) 獣類の捕獲を職業とする者の場合

ア 申請理由書（1号様式）

イ その他の書類

(ア) 申請人が獣類の捕獲を職業として生計を維持する旨の市町村長等の証明書

(イ) 申請人に対する狩猟免許又は有害鳥獣駆除許可証の交付状況を記載した県知事（林業事務所長）の証明書

(2) 事業に対する被害を防止するための者の場合

ア 申請理由書（2号様式）

イ その他の書類

(ア) 申請人が被害を防止するために必要である旨の市町村長又は農業協同組合長等の証明書等

(イ) 被害状況を記載した県知事（林業事務所長）の証明書

(ウ) その他被害を証明することができる行政機関、団体等の証明書

(3) 継続して10年以上法第4条第1項第1号の規定による猟銃の所持許可を受けている者の場合

ア 猟銃の所持経歴書（3号様式）

イ その他の書類

(ア) 狩猟免許の取得並びに猟友会員である旨の県猟友会長（同支部長）の証明書等

(イ) その他猟銃所持の経歴を証明することができる行政機関、団体等の証明書等

(4) 射撃選手又はその候補者

ア 日本体育協会の推せん書

2 所持許可事務要領

(1) 申請書の申達

警察署長（以下「署長」という。）は、所持許可申請書を受理したときは、次の事項を調査のうち申請書1通及び添付書類のほか副申書（4号様式）を添え、本部長に申達すること。

- ア 申請人の本籍、住所、職業、氏名、生年月日は相違ないか。
- イ 添付書類の具備状況及びその内容は事実相違ないか。
- ウ 法第5条第1項各号及び同条第3項に該当する者ではないか。
- エ 狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃等のための所持目的に相違ないか。
- オ 許可になった場合の許可番号
- カ その他参考事項
- キ 許否に対する署長の意見

(2) 許可証の交付

許可証は、所轄署長に送付書（5号様式）を添えて送付するので、次により処理すること。

- ア 速やかに申請者に交付年月日を記入して交付し、受領書（6号様式）を徴し、電話即報を行なうとともにその受領書は生活安全部生活保安課（以下「生活保安課」という。）に送付する。
- イ 許可証交付の際は、申請者に対し、生活保安課に出頭して必ず確認を受けるよう指導する。
- ウ ライフル銃に関する猟銃等所持許可カードは、生活保安課において作成し、1部を署長へ送付する。

(3) 不許可の通知

許可申請に対し、許可をしないときは、不許可通知書（7号様式）を所轄署長に送付するので、速やかに当該通知書により申請者に通知すること。

なお、この場合は、申請書にその旨を朱書して保存すること。

3 許可証の書換、再交付

(1) 再交付申請書の申達

署長は、許可証の再交付申請書を受領したときは、速やかに次の事項を調査のうえ、申請書1通に副申書（8号様式）を添え、本部長に申達すること。

- ア 再交付の事由は相違ないか。
- イ 申請書の記載事項は相違ないか。
- ウ その他参考事項

(2) 書換申請書の申達

署長は、許可証の書換申請書を受領したときは次により処理すること。

- ア 住所、氏名の変更等いわゆる人的理由による書換えの場合は、前記(1)の要領により申達すること。

なお、この場合は当該所持許可証を添付すること。

- イ ライフル銃の銃身長の変更等いわゆる物的理由による書換え、又は県外からの転入による書換えの場合は、前記(1)の要領により許可証を添えて申達するとともに、速やかに生活保安課において確認を受けるよう指導すること。

なお、この場合、申達する関係書類は、厳封のうえ、本人に持参させても差し支えない。

(3) 再交付又は書換えた許可証の交付要領は、前記2の(2)の要領によること。（ただしイを除く。）

4 申請者（10年以上猟銃の所持許可を受けていることを申請理由とする者）に対する指導

県内ではライフル銃による狩猟対象が猪だけであり、しかも猪については、弾種ゼロゼロハツク、ライフルドスラグ等を使用した散弾銃によっても猟は可能で、又利用者も多い。従ってライフル銃の危険性に鑑みて、申請者に対しては、事情説明のうえ、所持許可申請をおもいとどまるよう指導、説得すること。

なお、このことはねむり銃（所持許可を受けながら使用実績がなく、単に所持、保管しているというだけで、本来の所持目的を失い、不正譲渡や犯罪供用に結びつく危険性が大きい銃をいう。）排除の見地からも重要なことであるので指導の徹底を期すること。

樣式等省略